

社会福祉法人城山楽寿会

介護老人福祉施設 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

施設名	特別養護老人ホームライフホーム城山
指定番号	1471700037
所在地	神奈川県相模原市緑区小倉1620
管理者の氏名	西川 雄一郎
電話番号	042-783-0018 (代表)
FAX 番号	042-783-0038

(2) 施設の従業者体制

人員については介護老人福祉施設運営規程の別表のとおり

職種	従事するサービス種類, 業務
管理者	業務の一元的な管理
医師	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	生活相談及び指導
介護支援専門員	ケアプランの作成
介護職員	介護業務
看護師及び准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等

(3) 職種の勤務体制 (介護職員, 看護職員・機能訓練指導員)

介護職員	・早出 (常勤)	2人	7:00~16:00
	・日勤 (常勤)	2人	8:30~17:30
	・準日勤 (常勤)	1~2人	9:30~18:30
	・準日勤 (非常勤)	1~2人	8:00~17:00
	・遅出 (常勤)	2人	10:00~19:00
	・夜勤 (常勤)	2人	16:30~10:00
	・夜勤 (非常勤)	1人	18:00~ 8:30

機能訓練指導員 看護職員	・日勤 (常勤)	1~3人	8:30~17:30
	・日勤 (非常勤)	0~2人	8:30~17:30

(4) 設備の概要

定員 62名

- 居室 28室
- 4人部屋（間仕切り 有） 9室
- 2人部屋（間仕切り 有） 15室
- 個室 4室

入所者の居室は、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。

- 食堂 2室

入所者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

- 浴室 2室

浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

- 洗面所及び便所 4室

必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。

- 機能訓練室 1室

入所者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

- 医務室 1室

入所者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

- 静養室 1室

介護職員室又は看護職員室に隣接して設けています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- ① 食事 朝食 7:30～8:30
昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00
- ② 介護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、体位変換、施設内移動の付添い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話
- ③ 入浴 最低、週2回入浴可能です。特別浴又は清拭となる場合があります。
- ④ 機能訓練 機能訓練室にて入所者の状況に応じて機能訓練を実施しています。
- ⑤ 理容・美容 月1回、理容・美容サービスを実施しております（料金は自己負担）。
- ⑥ レクリエーション 料理クラブ、生花クラブ、体操クラブ、お茶会等を定期的に行っています。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。尚、介護報酬の自己負担金は以下に示す（1）基本料金 と（2）加算料金等のうち該当するもの の合計単位数から算定し、原則として $\text{合計単位数} \times \text{日(回)数} \times \text{保険単価（地域加算を含む）} \times 10 \cdot 54\%$ とします。

また、介護職員等処遇改善加算 I（140/1,000） が加算されます。

□介護報酬告示額

（1）基本料金

介護区分	単位数
要介護1	589単位（1日につき）
要介護2	659単位（1日につき）
要介護3	732単位（1日につき）
要介護4	802単位（1日につき）
要介護5	871単位（1日につき）

（2）加算料金等

ア 看護体制加算Ⅰロ	4単位（1日につき）
イ 看護体制加算Ⅱロ	8単位（1日につき）
ウ 精神科医師定期的療養指導加算	5単位（1日につき）
エ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位（1日につき）
オ 初期加算	30単位（1日につき）
カ 外泊時費用(月6日限度)	246単位
キ 退所前後訪問相談援助加算	460単位（1回につき）
ク 退所時等相談援助加算	400単位（1回につき）
ケ 退所前連携加算	500単位（1回につき）
コ 経口移行加算	28単位（1日につき）
サ 経口維持加算(Ⅰ)	400単位（1月につき）
シ 経口維持加算(Ⅱ)	100単位（1月につき）
ス 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位（1月につき）
セ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位（1月につき）
ソ 療養食加算	6単位（1食につき）
タ 看取り介護加算（1）	72単位（1日につき）
チ 看取り介護加算（2）	144単位（1日につき）
ツ 看取り介護加算（3）	680単位（1日につき）
テ 看取り介護加算（4）	1280単位（1日につき）
ト 在宅復帰支援機能加算	10単位（1日につき）
ナ 在宅・入所相互利用加算	40単位（1日につき）
ニ 日常生活継続支援加算	36単位（1日につき）
ヌ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位（1月につき）
ネ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位（1月につき）
ノ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位（1月につき）
ハ 協力医療機関連携加算	50単位（1月につき）
ヒ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位（1月につき）
フ 栄養マネジメント強化加算	11単位（1日につき）

□その他の費用

(1) 「居住費」及び「食費」【例】1日あたりの金額

所得区分	滞在費	食費	合計
第1段階	0円	300円	300円
第2段階	430円	390円	820円
第3段階①	430円	650円	1,080円
第3段階②	430円	1,360円	1,790円
第4段階	915円	1,800円	2,715円

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

(2) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）

区分	金額（単位）	内容の説明
①特別な食事代	実費	入居者の希望によって特別な食事を提供した場合
②理美容代	実費	入居者の希望によって提供した場合
③予防接種代	実費	入居者の希望によって提供した場合

詳細については料金表をご確認下さい。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご入所者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：玉代勢 ひかる（生活相談員）

ご利用時間：月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 042-783-0018（代表）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

相模原市 福祉基盤課

神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 4階

電話番号：042-769-9226 FAX：042-759-4395

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

所在地：神奈川県横浜市西区楠町 2 7 番 1

電話番号：045-329-3447 《苦情専用》：0570-022110 FAX 番号：045-317-9959

※苦情処理第三者委員 氏名 松田壯吾（弁護士） 電話番号 045-681-8138

氏名 大塚洋保（民生・児童委員） 電話番号 042-782-8571

氏名 内村多美穂（前民生・児童委員） 電話番号 042-782-9395

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

13. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 相模原赤十字病院
- ・住所 神奈川県相模原市緑区中野 256 番地
- ・名称 相州メンタルクリニック
- ・住所 神奈川県厚木市泉町 15-12

・協力歯科医療機関

- ・名称 東林間歯科
- ・住所 神奈川県相模原市南区上鶴間 5-9-19

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、本書最終頁にある同意の欄ご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

(以下余白)